

# 経営環境変化対応資金連動型給付金交付要綱

(令和7年7月23日経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に業況の悪化している事業者が経営基盤の強化を図ることを目的として、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)の経営環境変化対応資金を利用する場合に予算の範囲内で給付金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則(昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 経営環境変化対応資金 日本政策金融公庫が行う融資で、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に業況が悪化した中小企業や小規模事業者を対象に、経営基盤の強化を目的とした資金を融資する制度
- 二 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する者
- 三 給付事業者 第8条の規定により給付金の交付の決定を受けた者
- 四 給付対象融資 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に実行された融資

(給付金の交付対象者)

第3条 この給付金の交付を受けることができる者は次の各号に掲げる要件を全て満たす中小企業者等とする。

- 一 次のいずれかに該当すること
- ア 法人にあっては、市内に本店を有すること
- イ 個人事業者にあっては、市内に主たる事業所又は店舗を有すること
- 二 経営環境変化対応資金が実行された事業者
- 三 交付申請及び交付決定時点において事業を継続していること
- 四 市税の滞納がないこと。ただし、滞納があっても「市税納付計画書」があり、計画通りに納付が確認できる場合は、納税要件を満たすものとする
- 五 暴力団等と関係を有していないこと

(市税の滞納がないことの確認等)

第4条 前条第4号に規定する要件は、申請者が、市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出することにより確認するものとする。

(市税の取扱い)

第5条 第3条第4号に規定する市税とは、次のとおりである。

- 一 法人にあつては、個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。
- 二 個人事業者にあつては、個人の市民税(地方税法(昭和25年法律第226号)第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。)、固定資産税、軽自動車税(種別割)及び都市計画税とする。また、個人事業主として納付すべき市税とは、個人の市民税(当該事業主が仙台市市税条例(昭和40年仙台市条例第1号)第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)及び事業所税とする。

(給付金の額)

第6条 返済予定表より算出された最長5年間分の利子相当分を給付金額とし、別表第1のとおり貸付額ごとに上限を設ける。なお、当該額に10,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(交付の申請及び実績報告)

第7条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、経営環境変化対応資金連動型給付金交付申請兼実績報告書(様式第1号)に、次の書類を添えて、令和9年3月31日までに市長へ提出するものとする。

- 一 給付対象資金の融資実行が確認できる書類(借用証書)
- 二 給付対象資金融資時に支払う利子が確認できる書類(返済予定表)
- 三 法人の場合、履歴事項全部証明書の写(3か月以内)  
個人事業者の場合、印鑑証明書の写(3か月以内)、事業所の場所が確認できる書類
- 四 仙台市税の滞納がないことの証明書

(交付の決定兼額の確定)

第8条 市長は、申請が到達してから30日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、給付金の交付の決定及び給付金の額を確定するものとし、規則第6条規定による通知は、経営環境変化対応資金連動型給付金交付決定兼額の確定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、令和9年3月31日までに経営環境変化対応資金連動型給付金交付申請取下書(様式第3号)により行うものとする。

(給付金の交付)

第10条 給付事業者は、第8条の規定による給付金の額の確定の通知を受けた場合、経営環境変化対応資金連動型給付金交付請求書(様式第4号)を14日以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による請求を受けたときは給付金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、給付事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により給付金の交付の決定又は交付を受けたとき
- 二 補助金を他の用途に使用したとき
- 三 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき
- 四 その他市長が特に必要と認めるとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(給付金の返還)

第12条 市長は、給付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第13条 市長は、申請者の申請が給付要件を満たさないことが疑われる場合等、必要があると認めるときは、必要な報告や資料の提出を求め、又は立入検査を行うことができる。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、給付事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第14条 給付事業者は、当該給付に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ給付金の交付を受けた年度の翌年度から10年間保存しておかなければならない。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年7月23日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和8年3月25日改正)

この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(別表第1)

貸付額	給付金額上限
～500万円以内	20万円
500万円超～1,000万円以内	30万円
1,000万円超～1,500万円以内	40万円
1,500万円超	50万円

様式第1号

経営環境変化対応資金連動型給付金交付申請兼実績報告書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地  
申請者の氏名又は名称  
(法人等の場合) 代表者の肩書及び氏名

標記の給付金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条第1項及び経営環境変化対応資金連動型給付金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、暴力団等との関係を有していないことを誓約します。なお、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

記

1 給付金交付申請額	金 _____ 円
2 添付書類	1 給付対象資金の融資実行が確認できる書類 (借用証書) 2 給付対象資金融資時に支払う利子が確認できる書類 (返済予定表) 3 【法人】履歴事項全部証明書の写 (3か月以内) 【個人】印鑑証明書の写 (3か月以内)、事業所の場所が確認できる書類 4 仙台市税の滞納がないことの証明書 (30日以内)

## 経営環境変化対応資金連動型給付金交付決定兼額の確定通知書

仙台市 指令第 号

様

年 月 日付で申請のありました標記の給付金について、仙台市補助金等交付規則第6条及び経営環境変化対応資金連動型給付金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり条件をつけて交付することの決定及び交付額の確定をしましたので通知します。

なお、決定の内容及び補助の条件に不服がある場合は、令和9年3月31日までに申請を取り下げることができます。

年 月 日

仙台市長  
(公印省略)

1 交付決定額	金 _____ 円
2 交付の条件	<p>仙台市補助金等交付規則及び経営環境変化対応資金連動型給付金交付要綱並びに交付決定の内容と以下の条件に従ってください。</p> <p>次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、給付金の返還を請求します。この場合、仙台市補助金等交付規則第18条第1項に基づき加算金を納付しなければなりません。</p> <p>① 虚偽その他不正の手段により給付金の交付の決定又は交付を受けたとき</p> <p>② 補助金を他の用途に使用したとき</p> <p>③ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき</p> <p>④ その他市長が特に必要と認めるとき</p> <p>給付金の返還を請求した時、納期日までに給付金を返還しなかった場合、その未納付額につき仙台市補助金等交付規則第18条第2項による遅延損害金を納付しなければなりません。</p>

※給付金の受領には原則として、補助申請者名義（法人や任意団体の場合は法人等名義）の口座が必要となります。

担当	経済局 産業政策部 中小企業支援課	
連絡先	電話番号	022-214-1003
	メール	kei008040@city.sendai.jp

経営環境変化対応資金連動型給付金交付申請取下書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地  
申請者の氏名又は名称  
(法人等の場合) 代表者の肩書及び氏名

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付仙台市\_\_\_\_\_指令第\_\_\_\_\_号で交付決定兼額の確定の通知がありました標記の給付金について、下記のとおり仙台市補助金等交付規則第7条第1項及び経営環境変化対応資金連動型給付金交付要綱第9条の規定により、申請を取り下げます。

記

- 1 交付決定額
- 2 申請年月日
- 3 取り下げ理由

経営環境変化対応資金連動型給付金交付請求書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地  
申請者の氏名又は名称  
(法人等の場合) 代表者の肩書及び氏名

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付仙台市\_\_\_\_指令第\_\_\_\_号で交付決定兼額の確定の通知がありました標記の給付金について、経営環境変化対応資金連動型給付金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

給付金振り込み先記入欄

※原則として、経営環境変化対応資金の返済用口座と同一口座としてください。

振込先銀行	銀行 信金・信組 農協									本店 支店
	1 普通 2 当座	口座 番号								
口座 名義	フリガナ									

注

- 1 金額は、アラビア数字で記入してください。
- 2 首標金額の訂正は認めません。
- 3 首標金額の一桁上位の欄に¥印を記入してください。